

高知県介護事業所等サービス提供体制確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県介護事業所等サービス提供体制確保事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービスの継続を図るため、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保等するための経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業、補助対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」(令和3年5月21日老発0521第5号)の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」に基づく、緊急時介護人材確保・職場環境復旧等支援事業とする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1に掲げるとおりとする。
- 3 補助金の交付の対象となる者は、別表第2に掲げるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 交付額は、別表第3に定める基準単価と前条第2項に定める補助対象経費の実支出額の合計額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、1つの事業所・施設当たり、別表第1(ア)から(ウ)までごとに1回限りの交付とし、当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。ただし、取組内容に変更が生じない軽微な変更で、次に掲げるものを除く。
 - ア 補助交付額に影響がない変更
 - イ 補助交付額の20パーセントを超えない減額
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場

合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、国が定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて補助事業に係る財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全額又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 予算及び決算の関係を明らかにした別記第 1 号様式による調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これらを補助事業完了の翌年度から起算して 5 年間保管し、補助金及び補助事業に係る状況を明らかにしておかなければならないこと。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、別表第 4 に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (9) 補助金に係る補助対象経費と重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金等の民間の補助金の交付を受けてはならないこと。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (11) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めること。
- (12) 県税の滞納がないこと。

(補助金の交付の申請)

第 6 条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第 2 号様式による補助金等交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第 1 号及び第 2 号の規定により変更申請を行う場合は、別記第 3 号様式による補助事業変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税

額等が明らかでない場合については、この限りでない。

(概算払)

第7条 知事は、補助事業を遂行するために必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助事業者が概算払を請求しようとするときは、別記第4号様式による請求書によらなければならない。

(実績等の報告等)

第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日(第5条第2号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は知事が別に定める日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第6条第3項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したとき(当該消費税仕入控除税額等が零円の場合を含む。)は、その金額を別記第6号様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告するとともに、当該消費税仕入控除税額等を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき。
- (2) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当するとき。

(情報の開示)

第10条 補助事業に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

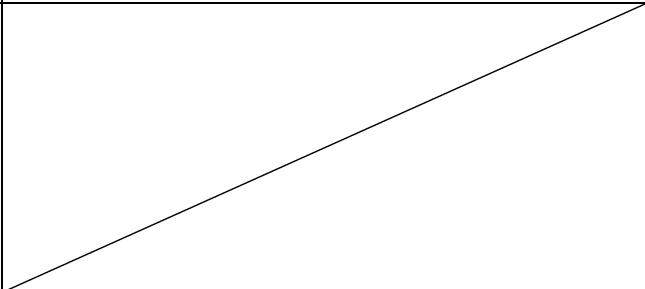
この要綱は、令和3年7月8日から施行する。ただし、令和3年4月1日以降に要した経費を対象とする。

附則

この要綱は、令和4年3月1日から施行し、令和4年1月9日から適用する。

別表第1（第3条関係）

対象となる事業所・施設等 (◆1から5については、別表第2に定めるとおり)			補助対象経費 ※通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を補助	
			【緊急時の介護人材確保に係る費用】	【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】
(ア)	新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）	① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む)(◆1から4まで)	○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費及び一定の要件のもと実施された自費検査費用(介護施設等のみ) ※別添1参照 ○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保(提供期間分のみ) ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料及び損害賠償保険の加入費用	○介護サービス事業所・施設等の消毒及び清掃費用 ○感染性廃棄物の処理費用 ○在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用 ○通所系サービスの代替サービス提供のための費用(提供期間分のみ) ・代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所及び利用者宅への旅費、車及び自転車のリース費用並びに安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用を除く。)
		② 濃厚接触者に対応した介護施設等(◆1)、訪問系サービス事業所(◆2)短期入所系サービス事業所(◆3)		
		③ 県、保健所を設置する市から休業要請を受けた短期入所系サービス事業所(◆3)、通所系サービス事業所(◆4)		
		④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等(①、②の場合を除く。)(◆1)	○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・一定の要件のもと実施される自費検査費用(介護施設等のみ) ※別添1参照	/
		⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った※高齢者施設等(◆5)	○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(高齢者施設等のみ) ※別添2参照	

<p>(イ)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所(◆4) ※ただし、(ア)①、③に該当しない場合であって当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所(通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。))</p>	<p>○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保(提供期間分のみ) ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料及び損害賠償保険の加入費用</p>	<p>○通所系サービスの代替サービス提供のための費用(提供期間分のみ) ・代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所及び利用者宅への旅費、車及び自転車のリース費用並びに安否確認等のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く)</p>
<p>(ウ)</p>	<p>感染症が発生した介護サービス事業所・施設等と連携(利用者の受け入れ、応援職員の派遣)する事業所・施設等(◆1から4まで) ※以下の事業所・施設等と連携 ・(ア)の①又は③に該当する事業所、施設等 ・自主的に休業した介護サービス事業所</p>	<p>○連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用及び職員派遣に係る旅費・宿泊費</p>	

別表第2（第3条関係）

◆1 介護施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅
◆2 訪問系サービス事業所
訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（別表第1（ア）の事業を除く。）及び居宅療養管理指導事業所
◆3 短期入所系サービス事業所
短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）
◆4 通所系サービス事業所
通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）
◆5 高齢者施設等
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所

別表第3（第4条関係）

基準単価 (単位：千円、1事業所当たり(「※」部分は1定員当たり))				対象区分		
				ア	イ	ウ
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	537	537	268
	2		大規模型(Ⅰ)	684	684	342
	3		大規模型(Ⅱ)	889	889	445
	4	地域密着型通所介護事業所		231	231	115
	5	認知症対応型通所介護事業所		226	226	113
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	564	564	282
	7		大規模型(Ⅰ)	710	710	355
	8		大規模型(Ⅱ)	1,133	1,133	567
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27※	-	13※
訪問系	10	訪問介護事業所		320	-	160
	11	訪問入浴介護事業所		339	-	169
	12	訪問看護事業所		311	-	156
	13	訪問リハビリテーション事業所		137	-	68
	14	定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所		508	-	254
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204	-	102
	16	居宅介護支援事業所		148	-	74
	17	福祉用具貸与事業所		-	-	282
	18	居宅療養管理指導事業所		33	-	16
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	-	237
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	-	319
入所施設・居住系	21	介護老人福祉施設		38※	-	19※
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40※	-	20※
	23	介護老人保健施設		38※	-	19※
	24	介護医療院		48※	-	24※
	25	介護療養型医療施設		43※	-	21※
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36※	-	18※
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37※	-	19※
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35※	-	18※

別表第4（第5条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。